

別冊第十

昭和十六年九月六日御前會議決定

帝國國策遂行要領

0266

昭和十六年九月六日御前會議ヲ經テ決定

0267

帝國ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米英蘭等各國ノ執レル對日攻勢一
ソノ聯ノ情勢及帝國國力ノ彈撥性等ニ鑑ミ一情勢ノ推移ニ伴フ帝
國策要領一中南方ニ對スル施策ヲ左記ニ依リ遂行ス
一帝國ハ自存自衛ヲ全フスル爲對米一英蘭一戰爭ヲ辭セサル決意
ノ下ニ概ネ十月下旬ヲ目途トシ戰爭準備ヲ完整ス
二帝國ハ右ニ並行シテ米、英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要
求貫徹ニ努ム
對米一英一交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項並
ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度ハ別紙ノ如シ
三前號外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ貫徹シ得ル
以テ途ナキ場合ニ於テハ直チニ對米一英蘭一開戰ヲ決意ス對南方
意外ノ施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ米一ソノ對日聯合
戰線ヲ結成セシメサルニ努ム

別紙
對米

(英) 交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項竝ニ
之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限

第一 對米(英)交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ

一 米英ハ帝國ノ支那事變處理ニ容喙シ又ハ之ヲ妨害セサルコト

(イ) 帝國ノ日支基本條約及日滿支三國共同宣言ニ準據シ事變ヲ解
決セントスル企圖ヲ妨害セサルコト

(ロ) 一ビルマ一公路ヲ閉鎖シ且將政權ニ對シ軍事的及經濟的援
助ヲナササルコト

(ハ) 註ノ右ハ日工作ニ於ケル支那事變處理ニ關スル帝國從來ノ主
張ヲ妨グルモノニアラス而シテ將ニ日支間新關係ニ依ル帝國

軍隊ノ駐屯ニ關シテハ之ヲ固守スルモノトス

但シ事變解決ニ伴ヒ支那事變遂行ノ爲支那ニ派遣セル右以外

ノ軍隊ハ原則トシテ撤退スルノ用意アルコトヲ確言スルコト

支障ナシ

又在支米英權益ニ付テハ米英ガ新シキ軍盟ヲ理解シ之ニ即應
シテ行動スル限リ制限スル意圖ナキ旨確言スルコト支障ナシ

二 米英ハ極東ニ於テ帝國ノ國防ヲ脅威スルカ如キ行動ニ出デサル
コト

0268

- (イ) 日佛間ノ約定ニ基ク日佛間特殊關係ヲ容認スルコト
 (ロ) 泰、蘭印、支那及極東一ソ一領内ニ軍事の權益ヲ設定セサルコト
 (ハ) 極東ニ於ケル兵備ヲ現状以上ニ増強セサルコト
 (ニ) 米英ハ帝國ノ所要物資獲得ニ協力スルコト
 (ヘ) 帝國トノ通商ヲ恢復シ且南西太平洋ニ於ケル兩國領土ヨリ帝國ノ自存上緊要ナル物資ヲ帝國ニ供給スルコト
 (コ) 帝國ト泰及蘭印トノ間ノ經濟提携ニ付友好的ニ協力スルコト
 第二 帝國ノ要力應諾セラルルニ於テハ一ノ近接地ニ武力進出ヲナササルコト
 一 帝國ハ佛印ヲ基地トシテ支那ヲ除外ク其ノ近接地ニ武力進出ヲナサルコト
 二 帝國ハ公正ナル極東平和確立後佛領印度支那ヨリ撤兵スル用意アルコト
 三 帝國ハ比島ノ中立ヲ保障スル用意アルコト
 (註) (イ) 三國同盟ニ對スル帝國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合ハ三國條約ニ關スル帝國ノ義務遂行ハ何等變更スヘキモノニアラサル旨唯言スルモノトシ我ヨリ進ンデ帝國ノ三國條約ニ對スル態度及米國ノ歐洲戰爭ニ關スル態度ニ付テハ論議セサルモノトス

0269

(四)「ソ」聯ニ對スル帝國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合「ソ」側ニ於テ日「ソ」中立條約ヲ遵守シ且日滿ニ對シ脅威ヲ與フル等同條約ノ精神ニ反スルカ如キ行動ヲ限リ
我ヨリ遙ンデ武力行動ニ出ツルコトナキ旨應酬ス

0270